平成30年度　公文書開示状況（10月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	（根拠規定）条例7条 1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.9.25	H30.10.9	事務所備え付け書類の提出について（平成28年〇月〇日付）外1件	11		1					1	1	1		1				・代表役員の生年月日並びに責任役員の氏名、生年月日及び住所 （7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため ・責任役員の就任年月日 （7条3号）宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため ・財産目録における基本財産（土地及び建物を除く。）、特殊財産及び普通財産に係る小科目以下欄の記載事項、数量及び金額、負債の部の中項目以下欄の記載事項、数量及び金額並びに各合計額及び差引正味財産の数量及び金額 ・収支計算書における歳入、歳出及び次年度繰越金の金額並びに歳入の部及び歳出の部の各科目欄の記載事項（項数を除く。）及び金額 ・収支決算書及び予算書における収入の部並びに支出の部の各項目欄の記載事項（部門名を除く。）及び金額 （7条3号）宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため （7条6号）宗教法人の事務運営に関する情報であり、公にすることにより宗教法人法に基づく申請、届出等について、法人の協力が得られなくなり、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・印影 （7条4号）公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	H30.9.26	H30.10.10	平成27年に発生した〇〇でのいじめ問題。 ●被害者△△さん（当時□年生） ●加害者　□年女子12名 上記の事案で〇〇から東京都私学部私学行政課に提出された調査報告書。						1		1								当該開示請求に係る公文書については、以下の理由により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 （7条2号）請求内容は特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該特定の個人に関する情報を公にすることとなるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	H30.10.2	H30.10.11	特定非営利活動法人〇〇の平成16年〇月〇日付「設立認証申請書類」及び平成16年〇月〇日付「設立登記完了届出書類」	50		1					1		1						（7条2号）申請者の郵便番号、住所等、理事の氏名及び住所並びに欄外記載部分以外の部分、監事の氏名以外の部分、設立総会出席者等及び社員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
4	H30.10.3	H30.10.11	学校法人〇〇寄付行為 学校法人〇〇財産目録（平成30年3月31日現在） 学校法人〇〇開始貸借対照表（平成29年8月31日現在）	10		1					1	1	1						（7条2号）設立当初の役員氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）財産目録の各明細及び各金額並びに開始貸借対照表の各小科目、各金額及び担保に供されている資産の種類については、公にすることにより、学校法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
5	H30.10.2	H30.10.12	30生総総役第18号委託契約書「都政広報番組『東京クラッソ！NEO』特別番組（小池知事と語る東京フォーラム）の制作・放送」	16		1							1						（7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部広報課

平成30年度　公文書開示状況（10月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分：開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	（根拠規定）条例7条：1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
6	H30.10.3	H30.10.16	平成29年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇に関する通報報告書	1		1					1				1				（7条2号）対応欄の記載の一部、通報者氏名欄の記載については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （7条2号）通報内容欄の記載については、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため （7条6号）・通報内容欄の記載については、公にすることで、都に対する通報者の信頼を失い、また、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため ・対応内容及び分類欄の記載については、通報内容を推測することができ、公にすることにより、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握並びに違法若しくは不当な行為の発見を困難にする恐れがあるため ・処理欄の記載については、通報及び対応内容を推測することができ、公にすることにより、今後、都民等 が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため ・完結日については、都の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、対応内容を推測することができるようになるため、法人との信頼関係を損ない、今後の調査協力等に応じなくなるなど、法人の実態及び正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
7	H30.10.12	H30.10.17	特定非営利活動法人〇〇の平成18年度から平成20年度までの事業報告書類（役員名簿は除く。）	27		1					1		1						（7条2号）社員の氏名及び住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
8	H30.10.12	H30.10.17	特定非営利活動法人〇〇の平成25年度　事業報告書類	9		1					1	1	1						・代表権のある理事以外の理事、監事及び社員の氏名並びに住所又は居所 （7条2号）個人に関する情報で特定の個人を識別できるため ・報酬受取期間 （7条2号）特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため （7条3号）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため ・印影 （7条4号）公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
9	H30.9.20	H30.10.18	昭和57年〇月〇日付基本財産の一部交換承認申請書（財団法人〇〇） 昭和57年〇月〇日付寄付行為の一部変更認可申請書（財団法人〇〇） 平成23年〇月〇日付基本財産の一部処分承認申請書（財団法人〇〇）	47		1					1	1	1		1				（7条2号）評議員等の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であるため （7条3号）財産目録の資産の部における預金先及び積立金金融機関名並びに負債の部における敷金の預け入れ相手先の名称については、当該法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等犯罪防止の予防に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるため （7条6号）都が行う事業用地取得事務に係る交渉段階での個別具体的な情報であるため、公にすることにより、今後の当該事務における別事案での交渉等において誤解を生じさせ、都の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、当該事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
10	H30.10.8	H30.10.19	〇〇中学校学則（昭和〇〇年4月1日施行） 〇〇高等学校学則（昭和〇〇年4月1日施行）	17	1															生活文化局私学部私学行政課
11	H30.10.8	H30.10.19	（１）学校法人〇〇に対して昭和〇〇年に発出した通知・通達等の全て。					1											都から学校法人に対する通知・通達等に関する文書は、保存期間が1年から5年までの文書に該当するため、昭和〇〇年の通知及び通達等については現に保有しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課

平成30年度　公文書開示状況（10月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分：開示	決定区分：一部開示	決定区分：非開示	決定区分：不存在	決定区分：存否応答拒否	（根拠規定）条例7条：1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
12	H30.10.8	H30.10.19	（２）学校法人〇〇に対して昭和〇〇年〇月に行政指導を行った根拠及び当該指導の実施後の経過等がわかるもの。						1			1							当該開示請求に係る公文書については、以下の理由により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 （7条3号）当該法人に対して行った行政指導内容の文書の存在を答えるだけで、法人運営上の疑義が生じる等、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
13	H30.10.18	H30.10.23	平成21年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成18年度事業報告書類（ただし、役員名簿及び社員名簿は除く。）外8件	45		1							1						（7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
14	H30.8.21	H30.10.24	開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし、又は開示請求を却下するに当たり、決定の際に関与する権限を有する担当職員について定めのある文書					1											開示決定等を行うにあたり、協議先については東京都情報公開事務取扱要綱第３の５（５）に定めがあるが、どの担当に所属している職員が協議に関する権限を有している課について定めた文書は作成及び取得していないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
15	H30.10.12	H30.10.25	生活文化局の都民生活部内の〇〇（△△）又は□□に関する調査書、または報告書						1			1							当該公文書の存否を明らかにすることにより、以下に該当する非開示情報を開示することとなるため、以下の理由により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 （7条3号）宗教法人ではない宗教団体に関する当該公文書の存否を明らかにすることは、当該団体が宗教活動を目的としていることを明らかにすることにより、当該団体に関係のない第三者により、当該団体の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など自由な宗教活動を妨害するための材料とされ、憲法第20条で保障する「信教の自由」を害するおそれがある。また、また、当該公文書の存在を明らかにした場合、その後の当該団体の法人格取得状況や時期を照会することにより、当該団体に何らかの問題があるものとの不利益な疑いを生じさせることになり、当該団体の権利その他利益が損なわれると認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課
16	H30.10.12	H30.10.25	生活文化局の消費生活部内の〇〇（△△）又は□□に関する調査書、または報告書						1			1							当該開示請求に係る公文書については、以下の理由により、当該公文書の存否を明らかにしないで非開示とする。 （7条3号）本件情報の存否を明らかにすることで、当該事業者に関する行政処分又は行政指導を行うかどうかを判断するための調査が行われたか否かが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局消費生活部取引指導課
17	H30.10.15	H30.10.26	学校法人〇〇寄付行為	16		1					1								（7条2号）監事氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局私学部私学行政課
18	H30.10.22	H30.10.31	平成30年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」における情報公開制度研修資料（内訳）「情報公開制度について」「情報公開制度における非開示の考え方」	86	1															生活文化局広報広聴部情報公開課